

【資料 5】

鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 資 料 令 和 6 年 12 月 11 日

【議題 5】

漁業法第 90 条に基づく資源管理の
状況等の報告について（報告）

漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告について

1 資源管理の状況等の報告

- ・漁業権者は、1 年に 1 回以上当該漁場の活用状況等を知事に報告しなければならない（漁業法第 90 条第 1 項）。
- ・知事は、海区漁業調整委員会に対し報告を受けた事項について報告をする（漁業法第 90 条第 2 項）。

2 報告の内容（法令で定められている事項）

- ・漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況（法律）
- ・漁場の活用の状況（法律）
- ・漁業権の種類及び免許番号（省令）
- ・報告の対象となる期間（省令）
- ・資源管理に関する取組の実施状況（省令）
- ・操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況（省令）
- ・団体漁業権（共同漁業権及び漁協に免許している区画漁業権）にあつては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況（省令）
- ・その他必要な事項（省令）

※ 法令においては報告事項が定められており、様式の定めはない。

3 今回報告を求めた内容

（1）報告対象

県内の全ての漁業権者

（2）報告対象の期間

各漁業権者における直近の事業年度（12 か月間）

（3）報告様式

当課作成様式にて報告（報告様式は水産庁様式例を基に作成）

（4）提出依頼

令和 6 年 6 月 3 日

（5）提出期限

令和 6 年 7 月 26 日

漁業法（昭和 24 年 12 月 15 日）（法律第 267 号）（抜粋）

（資源管理の状況等の報告）

- 第 90 条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。
- 2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

（指導及び勧告）

- 第 91 条 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。
- 1 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき。
- 2 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により指導した者が、その指導に従っていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告するものとする。
- 3 前 2 項の規定により指導し、又は勧告しようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（報告徴収等）

- 第 176 条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業に関して必要な報告を徴し、又は当該職員をして漁場、船舶、事業場若しくは事務所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、当該職員をして他人の土地に立ち入って、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移転し、若しくは除去させることができる。
- 3 前二項の規定により当該職員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを提示しなければならない。

漁業法施行規則（昭和 25 年農林省令第 16 号）

（資源管理の状況等の報告）

- 第 28 条 法第 90 条第 1 項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、1 年に 1 回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。
- 2 法第 90 条第 1 項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 1 漁業権の種類及び免許番号
 - 2 報告の対象となる期間
 - 3 資源管理に関する取組の実施状況
 - 4 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
 - 5 団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況
 - 6 その他必要な事項
- 3 法第 90 条第 2 項の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、1 年に 1 回以上行うものとする。

資源管理の状況等の報告（R 5 年度）

漁業権者 (漁協名・支所)		漁場番号 (鹿共)	組合員行 使権者数 (人)	資源管理状況等			漁場 活用 状況	漁獲量 (t)	漁獲 金額 (千円)
				行使規 則取組 実績	資源維持, 増殖等取り 組み	その他 取組			
					①マダイ・ヒラメ等放流 ②藻場造成 ③増殖対策（魚礁等） ④禁漁期間、禁漁区域 ⑤有害生物の駆除		○：活用 ×：非活用 △：休止等	ア：漁業権対象種毎の 記載あり イ：記載なし（報告困難）	
東町		1	214	○	①③④		○	ア	ア
北さつま	長島	2	109	○	①②③		○	ア	ア
	出水	3	65	○	①②		○	ア	ア
	黒之浜	4	75	○	①⑤		○	ア	ア
	阿久根	5・7	79	○	①⑤		○	ア	ア
	西目	6	37	○	①③⑤		○	ア	ア
	阿久根・ 西目	8	52	○	④		○	ア	ア
川内市		8	266	○		漂着物、漂流物処理 密漁監視活動	○	ア	ア
		9	266	○	⑤	漂着物、漂流物処理 密漁監視活動	○	ア	ア
		10	266	○	⑤	漂着物、漂流物処理 密漁監視活動	○	ア	ア
甑島	里	11	125	○	①④		○	ア	ア
		1001~1002	0				△		
	上甑	12	64	○	①④⑤	密漁監視活動,体験学習	○	ア	ア
	鹿島	13	44	○	④		○	ア	ア
		1003	0				△		
	下甑	14	47	○	①④		○	ア	ア
		1014~1044	15	○			○	ア	ア
羽島		15	50	○			○	ア	ア
		501	50	○			○	ア	ア
串木野市		16	58	○	①②③④⑤		○	ア	ア
		502~504	58	○	④		○	ア	ア
		506	58	○	④		○	ア	ア
市来町		18	29	○	①②⑤		○	ア	ア
		508~514	20	○	①②⑤		○	ア	ア
江口		19	59	○	①②④	密漁監視活動、体験学習	○	ア	ア
吹上町		20	19	○			○	ア	ア
加世田		21	65	○	②	海岸清掃	○	ア	ア
		515~524	0	○			△		

漁業権者 (漁協名・支所)	漁場番号 (鹿共)	組合員行 使権者数 (人)	資源管理状況等			漁場 活用 状況	漁獲量 (t)	漁獲 金額 (千円)
			行使規 則取組 実績	資源維持, 増殖等取り 組み	その他 取組			
笠沙町	22	25	○	①③	密漁監視活動	○	ア	ア
	24	7	○		密漁監視活動	○	ア	ア
	25	1	○	①③		○	ア	ア
坊泊	29	107	○	①④		○	ア	ア
	1004	0				△		
枕崎市	30	30	○	②④		○	ア	ア
かいゑい	31	7	○	①③		○	ア	ア
	32	81	○	①③		○	ア	ア
	33	54	○	①③		○	ア	ア
	525~528	81	○	①③		○	ア	ア
	1005	1	○			○	ア	ア
山川町	33・34	63	○	①,②,③	出前授業	○	イ	イ
	529~530	63	○	①,②,③	出前授業	○	イ	イ
	1006~1008	63	○	①,②,③	出前授業	○	イ	イ
指宿	35	57	○	①②③④⑤		○	ア	ア
	36	84	○	①②③④⑤		○	ア	ア
	531~538	141	○	①②③④⑤		○	イ	イ
	1009~1010	55	○	①②③④⑤		○	ア	ア
谷山	38	66	○	①③④	漁業体験	○	ア	ア
鹿児島市	39・77・78	110	○	①④		○	ア	ア
	558	0				△		
三島村	64	16	○	①②③	体験学習	○	ア	ア
	65	21	○	①②③	体験学習	○	ア	ア
	66	37	○	①②③	体験学習	○	ア	ア
十島村	67	17	○	③	研修受入	○	ア	ア
	68	26	○	③	研修受入	○	ア	ア
	69	60	○	③	研修受入	○	ア	ア
	70	17	○	③	研修受入	○	ア	ア
	71	10	○	①	研修受入	○	ア	ア
	72	10	○	①	研修受入	○	ア	ア
	73	12	○	①	研修受入	○	ア	ア
	74	23	○	①	研修受入	○	ア	ア
	75	23	○	③	研修受入	○	ア	ア
宇治漁連	76	4,861 17漁協	○			○	ア	ア

漁業権者 (漁協名・支所)		漁場番号 (鹿共)	組合員行 使権者数 (人)	資源管理状況等			漁場 活用 状況	漁獲量 (t)	漁獲 金額 (千円)
				行使規 則取組 実績	資源維持, 増殖等取り 組み	その他 取組			
錦江		43	127	○	①③④	体験放流	○	ア	ア
		44	127	○	①④		○	ア	ア
牛根		46	4	○	①	密漁監視活動	○	ア	ア
		546・547	0				△		
東桜島		47	108	○	①②④	密漁監視活動	○	ア	ア
		50	108	○	①②④	密漁監視活動	○	ア	ア
		548~549	108	○			○	ア	ア
垂水市		51	542	○	①		○	ア	ア
		550~554	542	○	①		○	イ	イ
鹿屋市		52	26	○	①⑤	密漁監視活動, 体験学習	○	ア	ア
		569~577	26		①⑤	密漁監視活動, 体験学習	○	イ	イ
ねじめ		54	75	○	①	密漁監視活動	○	ア	ア
内之浦		57	36	○	①④	密漁監視活動	○	ア	ア
		58	109	○	①④	密漁監視活動	○	ア	ア
高山		59	61	○	①③④⑤	体験学習	○	ア	ア
		584	61	○	①③④⑤	体験学習	○	イ	イ
東串良		60	18	○	①④		○	ア	ア
		61	18	○	①④		○	ア	ア
志布志		62	53	○	①④		○	ア	ア
		63	53	○	①④		○	ア	ア
県漁協	串木野 市島平	17	59	○	①②⑤	密漁監視活動	○	イ	イ
		505~507	59	○	①②⑤	密漁監視活動	○	イ	イ
	野間池	23	121	○	①④		○	ア	ア
	秋目	26・27	26	○	①③④		○	ア	ア
	久志	28	48	○	①②③④		○	ア	ア
	喜入町	37	73	○	①②③④	密漁監視活動	○	ア	ア
		539~544	71	○	①②③④	密漁監視活動	○	ア	ア
	錦海	40~42	47	○	①②③④		○	イ	ア
	福山町	45	33	○	①③	種苗放流体験	○	ア	ア
	大根占	53	23	○	①②⑤	料理体験学習, 海岸清掃	○	ア	ア
	佐多	55	19	○	①③④	密漁監視活動	○	ア	ア
		1011・1012	1	○	①③④	密漁監視活動	○	ア	ア
	佐多岬	56	143	○	①		○	ア	ア
		582	5	○	①		○	ア	ア
		1025	2	○	①		○	ア	ア

資源管理の状況等の報告（R5年度）

- ①漁場改善計画に基づく漁場環境調査・モニタリング
 ②適正養殖の取組・漁場管理
 ③漁場周辺の清掃活動
 ④体験学習・出前授業等

漁業権者 (漁協名・支所等)		漁場番号 (鹿特)		組合員行 使権者数 (延数)	免許台数 (台)	行使台数 (行使量)	資源管理状況等		生産量 (t)	生産額 (千円)	
							行使規則 取組実績	その他 取組			
東町		魚	1～33	197	2,170	2,170台	○	①②③④	10,278	9,459,800	
		の	1～52	246	—	10,712枚	○	①③④	64	403,189	
		わ	1～5	18	—	20m×190台	○	③④	107	11,800	
		ひじ	8・9・10	1	—	50m×10本	○	③④	0	0	
		母(垂)	1・2	2	—	20吊(2段)12個	○	③④	0	0	
		ひ(垂)	1～13	38	—	20吊(2段)76個	○	③④	713	874	
		あ(垂)	1～9	15	—	750吊	○	③④	55	395	
		か(垂)	1～17	11	—	2,000枚(筏4連/1吊)	○	③④	279	910	
北さつま		長島	魚	34~41	19	190	190台	○	①③	不明	不明
			の	53~58	18	—	1470枚	○	③	不明	不明
			ひじ	6	2	—	50m×10本	○	③	不明	不明
			ひ(垂)	1～13	38	—	3本(80m×200個)	○	③	713	874
			あ(垂)	1～9	15	—	250個 (1.5m×1.5m×0.3m)	○	③	55	395
			か(垂)	18～20	5	—	1,200個 (5連×240セット)	○	③	279	910
		出水	の	59	2	—	50m×10本	○	①③	2,164	56,150
		黒之浜	わ	7	1	—	1本	○		0.4	87
川内市		の	60・61	6	—		実績なし				
		わ	8	2	—						
甑島		里	魚	42	2	20	2台	○	①②	18	17,480
			か(垂)	21	2	—	2,000個(丸カゴ)	○	①②	0.4	500
		上甑	魚	42～44	2	922	922台	○	①②③	1	2,788
			の	75	1	—	100枚	○	①②③	0	0
		鹿島	魚	45・46	5	22	10台	○	②	1	2,788
			か(垂)	22・23	1	—	実績なし				
串木野市		わ	9	37	—	100m×1本	○	③	0.1	15	
江口		わ	10	11	—	100m×4本	○	③④	1	155	
笠沙町		魚	47	2	104	75	○	①②	500	不明	
		か(垂)	23	1	—	30個(カゴ)	○	②	0.10	232	
坊泊		魚	56~58	1	228	228台	○	①②	160	475,375	
かいゑい		魚	59	1	9	2台	○	①②③	6	3,650	
山川町		魚	60	2	130	130台	○	①②	69	65,773	
指宿		魚	61・62	1	111	111台	○	①②③	792	5,550	
		の	62	3	—	50枚	○	②③	0.04	99	
		わ	11	3	—	100m×6本	○	②③	0	0	
		ひじ	2	1	—	実績なし					
谷山		わ	13・14	3	—	100m×4	○		0.1	11	
		ひじ	3	6	—	実績なし					

漁業権者 (漁協名・支所等)		漁場番号 (鹿特)		組合員行 使権者数 (延数)	免許台数 (台)	行使台数 (行使量)	資源管理状況等		生産量 (t)	生産額 (千円)
							行使規則 取組実績	その他 取組		
鹿児島市	魚	64~66	1	260	260台	○	○	①②③	不明	不明
	わ	15	3	—	100m×4	○	○	②③	0	0
	ひじ	4	2	—	1,000m以内	○	○	②③	0	0
	ひ(垂)	17・18	7	—	2,000m以内(生簀4第)	○	○	②③	0	0
	か(垂)	25~28	9	—	2,000m以内(生簀4第)	○	○	②③	0	0
錦江	わ	19~22	13	—	100m×13本	○	○	③	1	0
	ひじ	12~15	0	—	実績なし					
	あ(地)	3~7	9	—	1,938枚	○	○	③	1	600
牛根	魚	71~74・104	7	656	648台	○	○	①③	5,381	5,480,260
	か(垂)	30	1	—		○	○	③	1	500
東桜島	魚	75~80	5	364	364台	○	○	①②	5,353,157	5,800,155
	わ	25	1	—	実績なし					
垂水市	魚	84~88	39	607	607台	○	○	①②	3,102	5,614,000
	わ	25~29	6	—	100m×6	○	○		0	0
	ひじ	7~11	3	—	200m×3	○	○		不明	不明
鹿屋市	魚	89・90	9	432	432台	○	○	①②③ ④	3,286	4,720,177
	わ	30~32	0	—	実績なし					
ねじめ	魚	94~98	10	168	168台	○	○	①②	2,916	4,272,239
内之浦	魚	101・102	3	450	176台	○	○	①	1,051	1,140,393
高山	魚	103	1	48	42台	○	○	①②	174	254,857
志布志	わ	33	2	—	1m×1本	○	○		0	0
	か(垂)	35~36		—	実績なし					
県漁協	野間池	魚	48~51	4	86	86台	○	①②	不明	不明
	久志	魚	52~55	1	160	160台	○	①②	人工種苗 中間育成	
	喜入町	魚	63	1	72	72台	○	①②	89	254,288
		の	63~66	1	—	160枚	○		0	0
		わ	12	1	—	100m×1本	○		0.1	30
		ひ(垂)	16	1	—	5連	○		次年度収穫	
		あ(地)	8・9	2	—	300袋	○			
	錦海	魚	67	1	66	66台	○	①②③ ④	中間育成	
		わ	17~19	15	—	100m×19本	○	③④	0	0
		の	85~86	0	—		○	③④	0	0
		あ(地)	1~2	6	—	885枚	○	③④	0	0
	福山町	魚	69・70	1	32	32台	○	③	95	115,000
		わ	23	1	—	200m	○	③	0	20
		か(垂)	29	1	—	10,000個	○	③	1	965
	大根占	魚	91~93	3	63	63台	○	①②	450	652,855
	佐多	魚	99	1	60	60台	○	③	300,000	129,600
	佐多岬	魚	100	1	24	24台	○	①	13万尾	—
		ひ(垂)	17	1	—	実績なし				
		か(垂)	33~34	1	—	実績なし				

漁業権者	漁場番号 (鹿特)		組合員行 使権者数 (延数)	免許台数 (台)	行使台数 (行使量)	資源管理状況等		生産量 (t)	生産額 (千円)
						行使規則 取組実績	その他 取組		
(株)拓洋	魚	68	－	180	180台	○	①②	自社他漁場へ移動	
鹿児島大月真珠養殖(株)	鹿区	1～4	－	—	9基・18台	○		134kg	※
(株)和田真珠	母(垂)	3・4	—	—	100m×17本 120m×22本 200m×10本	○	③	100,700ヶ	自家用
	鹿区	5	—	—	100m×17本 120m×22本	○	③	9255ヶ	※

資源管理の状況等の報告 (R 5 年度)

①目合いの制限 ②自主的な網揚げの実施
③種苗放流の実施 ④体験学習・出前授業等
⑤漁場周辺の清掃作業

漁業権者	漁場番号 (鹿定)	資源管理状況等		操業 日数	漁獲量 (t)	漁獲金額 (千円)
		漁業関係法令の 遵守	その他の取組			
甌島漁協	1	○	①②	80	24.7	2,364
甌島漁協	2	○	①②	21	5.1	4,236
中村 源郎	3	○	①②	47	3.6	※
橋野 浩朗	4	○		148	29.1	※
(有)マル昌水産	5	○		74	12.2	※
(有)マル昌水産	6	○		138	18.1	※
青瀬漁業生産	7	○	③⑤	192	200.0	※
青瀬漁業生産	8	○	③⑤	81	18.0	※
染川水産 (株)	9	○	①④⑤	208	212.0	※
(有)高根漁業	10	○	①③	97	128.0	※
立石漁業(株)	11	○	①③	141	326.9	※
(有)濱崎商店	12	○	①②③	176	149.0	※
かいゑい漁協	13	○	①②③	237	267.0	117,572
(有)清丸水産	14	○	①③⑤	259	106.2	※
(有)清丸水産	15	実績なし				
神田崇志外5名	16	○	②③⑤	150	121.9	※
(株)岸良水産	17	○	①②③⑤	117	100.5	※
(株)潮路	18	○	①②③④⑤	305	432.0	※
吐合浩一郎	19	○	①②③④⑤	268	170.0	※
内之浦漁協	20	○	①②③④⑤	285	298.1	※
津代 裕介	21	○	①②③④⑤	222	116.5	※
(有)昌徳丸	22	○	①②③④⑤	237	264.9	※
高山漁協	23	○	①③⑤	220	312.0	65,569
高山漁協	24	○	①③⑤	256	238.0	94,689
網代鼻漁業 (株)	25	○	①②③	4	17.3	※

※未公表 (報告あり)